

W T O 農業交渉日本提案詳細説明ペーパー

輸出禁止・制限

輸出入国間の権利義務バランスの回復及び食料輸入国の食料安全保障の観点から、輸出奨励措置や輸出制限措置について、例えば以下のような規律を確立する。

なお、輸出規律については、輸出国、輸入国双方が納得し得る公平で公正な合意を形成するためにも、輸入規律に関する合意内容とのバランスに配慮しつつ交渉を行う。

- ・ 輸出奨励措置や輸出禁止・制限に関する措置に対する規律は、輸入に関する規律に比べて緩やかなものとなっており、我が国は、輸出入に関する権利義務バランスの観点及び輸入国の食料安全保障の観点から、提案を行っている。具体的には、輸出に関する措置について、輸入に対する規律と対称となる規律を導入することを基本的な考えとしている。

(1) 全ての輸出禁止・制限の輸出税化

輸出禁止・制限を全て関税化（輸出税化）する。

- ・ 全ての輸出禁止・制限を輸出税に転換する。
- ・ ガット 1 1 条 2(a)項をはじめとする他のW T O 協定上の規定を根拠とする輸出制限・禁止も禁止する。ただし、当該製品の純輸出国を除く途上国は、従前どおり適用可能とする。

(2) 全ての輸出税の譲許と削減

今後想定される輸出税の設定を含め、全ての輸出税を予め譲許する。また、輸出税が適用される品目の一定量につき輸出税を非課税とする枠の設定を行う。

- ・ 各国が、自国のこれまでの経験から考えられるリスク等に基づき、全農産品について輸出税率案をオファーした上で、バイ協議等を経て譲許表を確定する。
- ・ これを実施期間中段階的に合計で平均 3 6 + ○ % 削減する（○は今次交渉での関税引下げ率）。

- ・ 過去３年間の平均生産量の５％分に相当する輸出については、輸出税を非課税とする。

（３）緊急の場合における短期間の輸出制限

緊急に輸出量の調整を行うべき場合において、輸出税の設定までの間に臨時的かつ短期間に輸出制限を講じなければならない場合に備えて、予め規律の明確化を行う。

- （ ） 厳格な発動条件の設定
- （ ） 導入に至る手続としての加盟国間の協議の実施と協議が整わない場合の措置の明確化
- （ ） 導入に当たり、輸入国が必要量を確保する観点から、過去Ｘ年間の国内生産量に対する輸出量の割合の維持の義務付け等
- （ ） 導入期間の期限の設定

- ・ どのような場合でも譲許した範囲内での輸出税で対応すべきであるが、当該輸出税を適用するための国内手続きを行う間、緊急に輸出量を調整すべき場合には、輸出国の食料安保の観点から、短期的な輸出制限措置を認める。
- ・ 本件措置をとる場合には、過去３年間の輸出先国シェアが１０％以上の国と協議を行うことを義務づける。加盟国は、協議を整わせるために、代償を払うことができる。
- ・ このような輸出規制を行う際も、全面的な輸出禁止ではなく、一定量については輸出禁止の対象としない（ただし輸出を義務づけるものではない）。具体的には、国内生産量に対する輸出量の過去３年平均の割合に今期生産（予想）量の１／１２を乗じた量を、一ヶ月の輸出禁止対象外数量とする。
- ・ 本件措置の適用期間は、輸出税の導入までの期間とし、最大１ヶ月を越えないものとする。
- ・ なお、当該製品の純輸出国を除く途上国には、ガット１１条２（ａ）等の規定による輸出制限を引き続き適用可能とすることから、本件措置を適用することは想定されない。

（４）Ｓ＆Ｄ

開発途上国にとって過大な負担とならないよう、義務の免除・緩和措置を講じる。

- ・ 当該製品の純輸出国を除く途上国は、引き続き、ガット１１条２（ａ）項

をはじめとする他のW T O協定上の規定を根拠とする輸出禁止・制限を適用することができる。